

## 放課後児童クラブ多子軽減について

令和4年度から第3子以降の子どもがいる家庭の経済的支援として、放課後児童クラブを利用する第3子以降の小学生を対象に負担金の軽減を行います。

### ○負担金の軽減について

負担金の2分の1を軽減します。

負担金（月額）		⇒	軽減後	
通年利用	7,000円		3,500円	
春休み・冬休み	3,500円		1,750円	
夏休みのみ	7,000円		3,500円	

※おやつ代及び保険料は軽減の対象ではありません。

### ○対象者

放課後児童クラブを利用する児童のうち、第3子以降の小学生で次の所得制限額未満の場合に軽減の対象となります。

### ○所得制限額

区 分	保護者の市町村民税所得割額を合算した額
ア イに該当する以外の児童	155,500円
イ ひとり親世帯の児童、障害のある児童	169,000円

※市町村民税所得割の算出方法は子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号並びに子ども・子育て支援法施行規則第21条及び第21条の2に基づくものになります。

### ○第3子以降とは

入所児童の保護者と生計を一にする子どものうち、年長（18歳未満※）の子どもから順に3人目以降の者

※ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。

#### 【例1】

続柄	学年（年齢）	認定	軽減対象
長男	高校3年生（17歳）※	第1子	—
次男	小学4年生（10歳）	第2子	×
長女	小学2年生（8歳）	<b>第3子</b>	○

#### 【例2】

子ども	学年（年齢）	認定	軽減対象
長女	短大1年生（19歳）	—	—
次女	中学3年生（15歳）	第1子	—
長男	小学3年生（9歳）	第2子	×
次男	小学1年生（7歳）	<b>第3子</b>	○